令和6年能登半島地震による被災者支援制度一覧

小 松 市

【第十版】令和7年10月15日現在

被災者支援制度一覧

(1)個人の方

	No.	国	県	市	罹災証明書区分 支援制度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	申請期限	ページ
	1	0			住宅の緊急修理(ブルーシート等)		被災写	真を元に致	建築住宅語	課が判断		R6.3.31	3
	2	0			住宅の応急修理	0	0	0	0	0		R8.9.30	3
	3	0			応急仮設住宅(賃貸型)	0	0	0	0			R7.1.31	
生活	4			0	応急仮設住宅(市営住宅)	能登半	島地震に	ともない和	羅災証明	書が発行さ	された方	R6.12.27	4
•	5	0			学用品の支給	0	0	0	0			当面の間	
住ま	6		0		(浴支援 罹災証明若しくは申請書をお持ちの方							当面の間	
()	7		0		生活家電購入支援 災害救助法に基づく応急住宅入居者							R8.3.31	
	8	0			生活必需品の給与等							*3	5
	9		0		被災宅地等復旧支援					マは占有		当面の間	
	10	0	0	0	被災住宅の耐震化支援 ※2	0	0	0	0	0	0	当面の間	6.7
	11	0			被災者生活再建支援制度(基礎支援金)	0	0	*	1			R8.2.2	
	12	0	0	0	被災者生活再建支援制度(加算支援金)	0	0	0	0			R9.2.1 ※半壊世帯のみ R9.2.1	8.9
生活再	13			0	被災者生活再建支援制度(小松市見舞金)					0		R6.12.27	
再	14			0	災害援護資金貸付制度	0 0 0 0				当面の間			
建				0	被災家屋の解体・撤去(公費解体)	0	0	0	0			R6.12.27	9
	15			0	被災家屋の解体・撤去(費用償還)	0	0	0	0			R6.12.27	
	16			0	農業機械再取得等支援事業	0	0	0	0	0	0	R6.10.18	10
	17			0	被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額	0	0	0	0			お問合せ下さい	10
市税	18			0	被災代替償却資産に係る固定資産税の減額							代替償却資産を取得した年 の翌年の1月31日	10
	19			0	国民健康保険税の減免	0	0	0	0			2025/3/31	11
保険	20			0	介護保険料の減免	0	0	0	0			R7.3.31	11
料	21			0	後期高齢者医療保険料の減免	0	0	0	0			R7.3.31	
	22			0	小松市立高校の入学学力検査手数料の免除			!震及び奥能 !を受けた		こより保護	者等の家	_	
学校	23			0	小松市立高校の入学金の免除					る家屋の流 水の被害を		予備入学時	12
関係	24			0	小松市立高校の授業料の免除	(1)、(2)のいずれかを満たす方 (1)保護者等が災害により国税又は県税の減免を受けた世帯 (2)家屋の全壊又は半壊の被害を受けた世帯で前年の所得金額が 1千万円以下の世帯						当面の間	
利用料	25			0	介護サービス利用料の免除	0	0	0	0			R7.6.30	12
年金	26	0			国民年金の免除	(住宅、家				N 対数な方 いむね2分の	01以上の	詳細は担当課に 御確認下さい	12
医療	27		0		【国保・後期共通】 医療機関における一部負担金の免除	0	0	0	0			R7.6.30	12

(2)事業所の方

No	. 県	Į	市	支援制度	対象者	申請期限	ページ
28	3		0		市内に事業所を有し、被災した中小企業・小規模事業者等で、 県のなりわい再建支援補助金の確定通知を受けたもの ※令和8年3月31日までに県へ交付申請をおこない,令和9 年3月31日までに事業(実績報告)完了となるものに限る	R9.3.31	12
里 29	9		0	小松市小規模事業者持続化補助金	市内に事業所を有し、被災した小規模事業者で、国の小規模事業者持続化補助金の確定通知を受けたもの ※令和8年3月31日までに国へ交付申請をおこない,令和9 年3月31日までに事業(実績報告)完了となるものに限る	R9.3.31	13

- ※1 半壊以上の罹災証明を受け、あるいは敷地に被害が生じた場合で倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなどこれらに準ずるやむを得ない事由により解体した場合は対象となります。
- ※2 工事においては、認定された方で、尚且つ耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅等
- ※3 災害救助法の救助の期間中

〇ご注意

この支援制度の一覧は、小松市における令和7年4月1日現在の支援制度を掲載しております。 今後、支援制度に追加、変更がある場合は、随時更新していきます。

○その他の支援制度

石川県のホームページ(下記 URL 参照)でも、令和6年能登半島地震で被災された方などの各種相談窓口が紹介されていますので、ご参考として下さい。

石川県ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/



石川県 HF

1.被災者支援制度を受ける前に

「罹災証明書」・「被災証明書」は、ご自宅や事業所などが被災されたことを証明する大切な書類です。 支援制度を受ける際に、証明証の提出や被害の程度の確認等が求められる場合がありますので、お早めに 申請ください。

※ 令和6年12月27日(金曜日)で「罹災証明書」・「被災届出証明書」の申請受付は終了しました。

罹災証明書・被災証明書が必要な支援制度

(1) 罹災証明書(個人の方)

	No.	围	県	市	支援制度	罹災証明書
	2	0			住宅の応急修理	0
生活・住まい	7	0	0	0	生活家電購入支援	0
10		0	0	0	被災住宅の耐震化支援 ※1	0
	11	0			被災者生活再建支援制度(基礎支援金)	0
生活再建	12	0	0	0	被災者生活再建支援制度(加算支援金)	0
土泊丹建	13			0	被災者生活再建支援制度(小松市見舞金)	0
	14			0	災害援護資金貸付制度	0
	17			0	被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の減額	0
学校関係	22			0	小松市立高校の授業料の免除	0

^{※1} 工事においては、認定された方で、尚且つ耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅等

2.罹災証明書·被災証明書

(1) 個人の方

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
罹災証明書	住家の被害の程度を判定し証明します。 ※罹災証明書は、被災者生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に提出を求められる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要です。 ※被害の程度が比較的軽く「準半壊に至らない(一部損壊)」に同意できる場合は、自己判定方式で、現地調査を行わず比較的早く発行できます。	住家に被害を受申請	①罹災証明書交付申請書②建物全体・被害場所 「真(自己判定方)場合)、確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請サービス 【申請期限】 令和6年12月27日(金) ※なお、被害を受けた状況 の確認ができない場合 等、罹災証明書の発行が できないことがあります ので、ご了承ください。	税務課(1階) 0761-24-8032 0761-24-8163
被災届出証明書	住家以外の建物・土地・構築物・動産 (車両や家財)について、被災の状況を 市に届け出た事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	住家以外の 土地・構築物 中請 (車両や家 被害を受けた万	①被災届出証明交付届出書兼証明書 ②被事状況が分かる写真 終了意) 確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請サービス 【申請期限】 令和6年12月27日(金)	

(2) 事業者の方

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
被災証明書	事業者が被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	被害を受けた事業者 (店舗、事業所、 工場等)	①被災証明書交付申請書 ②被害を受けたことが 分かる全体・損傷部 分の拡大写真(複数枚) ※事業主本人又は同居 の親戚以外の方が申ま する場合は、委任状 が必要です。	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③メール ④配子申請サービス 回ごを記 「申請期限」 令和8年3月31(火)	商工労働課(2階) 0761-24-8074 syoukou@city. komatsu.lg.jp
被災証明書(農林漁業)	ビニールハウス等の農林漁業施設に 被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	農林漁業の (ビニールハ) の農林漁業 を受けた事	におけるでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 当面の間	農林水産課(2階) 0761-24-8080

3. 各種証明発行手数料の免除・減免について

被災に伴う各種手続きに必要な証明書の手数料を当面の間、免除・減免します。申請の際は、下記の発行窓口へ直接お越しください。

放火に圧り口が	望士祝さに必安は証明音の士奴代で =		女の人をひてたことでも	
名 称	証明書等	発行窓口	申請に必要な書類	担当課
証明書発行等 手数料が 免除・減免 となる証明書	1.住民票の写し 2.戸籍謄本・抄本 3.身分証明書 4.印鑑登録証明書(要:印鑑登録証) 5.印鑑登録証の再発行(※1) 6.マイナンバーカードの再発行(※1) 7.その他諸手続きに必要な証明書等 1.所得課税証明書 2.納税証明書 3.資産証明書 4.公課証明書 5.土地・家屋課税台帳(名寄帳)の 閲覧及び写し 6.その他諸手続きに必要な証明書等	・市役所市民課(1階) 平日 9:00~17:00 ただし、火・金(通年)と3・4月は~18:30 ・税 務 課 (1階) 平日 9:00~17:00 ・駅前行政サービスセンター 平日 10:00~18:45 (水曜日・祝日の翌日休館) 土日祝 9:30~18:15 ・南 支 所 平日 9:00~17:00 ただし、火・金(通年)と3・4月は~18:30 【手数料】無 料	①本人確認ができるもの (運転免許証、保険証等) ②罹災証明書 ③委任状 (代理申請の場合) (※1)上記以外に ご持参いた だく場合が あります。	
	1.建築確認申請手数料	·建築住宅課(2階) 平日 8:40~17:25	【住家の場合】	
	2.中間検査申請手数料	【手数料】 100円/1件	罹災証明書(写し可)	建築住宅課(2階)
	3.完了検査申請手数料	※令和6年1月1日から2年以内に工事に着手する場合	【事業所の場合】 被災証明書(写し可)	0761-24-8105

4.個人の方

(1)生活・住まいに関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.1】 住宅の緊急修理 (ブルーシート等)	被災した住宅の屋根、外壁、建具等が損傷し、雨漏りの恐れがある場合に、業者によりブルーシートやベニヤ等を張った費用を市が直接業者に支払います。 【限度額】1世帯当たり5万円以内(限度額を超える部分は自己負担)	被災した住家 (被災写真を 建築住宅課に 断)	青終了 完了報告書 写真(修理前、後) ④施工見積書 ⑤請求書(業者から市)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 令和6年3月31日(日)	建築住宅課(2階) 0761-24-8106
【No.2】 住宅の応急修理	被災した住宅の屋根、壁、建具、上下水道等の配管など、日常生活に必要不可欠な部分を応急的に修理した費用(対象経費)を、市が直接業者に支払います。 【上限額】(1世帯当たり) 半壊以上 706,000円以内 準半壊 343,000円以内 ※上限額を超える費用、対象外の 工事部分の費用は自己負担となります。 ※支払い完了後の申請は原則不可となりますので、ご留意ください。	罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊 ・中規模・半壊 ・半壊 ・半壊 ・準半壊 と認定された方	①住宅の応急修理申込書 (様式第 1 号) ②罹災証明書(写し可) ③施工前の被害状況が分かる写真 ④資力に関する申出書 (様式第2号) ⑤修理見積書(様式第 3 号) ※修理業者とご相談ください。 ⑥住宅被害状況に関する申出書 【修理業者】 ⑦請書(様式第 6 号) ⑧工事完了報告書(様式第 7 号) ⑨写真台帳(修理前、中、後) ⑩請求書(業者から市)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 令和8年9月30日(水)	建築住宅課(2階) 0761-24-8106

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.3】 応急仮設住宅 (賃貸型)	被災により自宅での居住が出来なくなった方への一時的な住まいを提供します。 【住宅の条件】 1. 家賃が1ヶ月当たり次の額以下であるもの(次の額を超過することや、超過分を個人負担することはできません。) 2人以下の世帯 6万円以下3~4人の世帯 8万円以下5人以上の世帯 11万円以下2. 貸主から同意を得ているもの3. 不動産事業者(仲介業者)が斡旋により貸与された物件であること 【入居期間】入居日から2年以内(災害時に民間賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内)※応急修理制度を併用する場合は発災日から6ヵ月以内	・住てず・りけ地難いわに市・ブブ理者要月まにはる場とず体災にではる滑脂のは、とはいってでは、を実が出宅あて、を実が出ってでは、を実がれ等等と自で認助の利が問るを、いるでは、を実がれいででは、を実がれるでは、ないででは、を実がれるでは、ないのでは、を実がれるでは、いるでは、ないのでは、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	【申請時】 ①入居申込書(様式第1号) ②入居希望物件概要書(様式第1号の2) ③同意書(様式第3号) 終了 「書(様式第4号) 書(様式第5号) 「書(様式第5号) 「書(様式第5号) 「記明書交付申請書(写し可) ②住民票の写し(原本) (入居予定者全員分、続柄記載あり) 【退去時】 ⑧退去届(様式第9号)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年1月31日(金)	建築住宅課(2階) 0761-24-8095
【No.4】 応急仮設住宅 (市営住宅)	被災により自宅での居住が出来なくなった方への一時的な住まいを提供します。 ※市営住宅の空き状況に応じて、提供できない可能性があります。 【入居期間】 入居から6ヵ月以内 (状況により最長12ヵ月)	令和6年能: 地震にとも 災証明書が れた方	①入居申込書(様式第2号) 7書 終了 炎証明書(写し可) 罹災証明書交付申請書 (写し可) ④住民票の写し(原本) (入居予定者全員分 続柄記載あり)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和6年12月27日(金)	建築住宅課(2階) 0761-24-8095
【No.5】 学用品の支給	被災した児童,生徒を対象に、学校を通じ、学用品を給与します。 【対象学用品】 ①教科書,正規の教材(ワークブック,辞書, 図鑑等) ②文房具,通学用品(運動靴,体育着等)	住宅が「全壊(焼)」、「流出」、「半壊(焼)」又壊(焼)」又き水の被害学用品を使ことができる。上支障のある児童、生徒	終了 書 注証明書(写U可)	【申請方法】 在籍している学校 をとおして必要な 書類を提出 【申請期限】 当面の間	【小・中・義務教育学校】 学校教育課(6階) 0761-24-8122 【市立高校】 0761-47-2910 【県立学校】 通学する県立学校
【No.6】 入浴支援	被災により、避難所や自宅で入浴ができない方は無料で入浴ができます。 【実施期間】 当面の間(事業終了時は県よりお知らせ) 【対象施設】 今江温泉元湯(今江町)、角湯(向本折町)木場温泉(木場町)、さくら湯(土居原町)ピュア遊泉寺(遊泉寺町) ※利用できる期間は応急仮設住宅への入居又は自宅の入浴設備が復旧するなどして入浴が可能となる日まで	令和6年能登半島 地震により れた方で ・入浴設備 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ と が車中等で 生活している方 ・ ・ ・ ・ ・ ・ り ・ り で う い も り さ り で う く う と う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら	経了罹災証明書若しくは申立	【申請方法】 浴場で罹災証明書を 提示または申立書を 提出 ※詳細は下記をご覧 ください ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	石川県薬事衛生課 076-225-1441

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.7】 生活家電購入支援	【洗濯機・冷蔵庫・テレビの上限額】 家電 1 点につき 6 万円(消費税を含む) 1 戸あたり 3 品目の総額 (送料・設置料・消費税を含む) 【エアコンの上限額】 総額 10 万円(送料・設置料・消費税を含む)	市内のみなし仮設 (賃貸)住宅、公 益住宅及び国家公 務員宿舎に入居す るもの エアコンについて は当該住戸にエア コンがない場合に 限る。	①申請書(請求書) ②市町村の押印のある賃貸型応急 住宅賃貸借契約書(写) ③申請者本人確認書類(写) ④家電購入にかかる領収書及び 家電の種類がわかる書類(写) ⑤受取口座を確認できる書類(写)	【申請方法】 窓 口 【申請期限】 令和8年3月31日(火)	建築住宅課(2階) 0761-24-8095
【No.8】 生活必需品の給与等	被災により必要な被服や日用品等を 損失し、直ちに日常生活を営むこと が困難な世帯に対し、生活必需品を 支給します。	住家が、「全壊」、「全焼」、「全焼」、「流出」、「半壊」、「半焼」、「半焼」の被害を受ける。	<mark>終了</mark> 証明書(写し可)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③メール ④FAX	長寿介護課(1階) 0761-24-8147
【No.9 】 被災宅地等復旧支援	被災した宅地において、早期の宅地 復旧と被災者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事に対する費 用の一部を支援します。 【対象工事】 ① のり面の復旧工事 ② 摊壁の復旧工事 ③ 地盤の復旧工事 ④ 地盤改良工事 ⑤ 住宅基礎の傾斜復旧工事 【補助額】(1宅地当たり) 対象工事費から50万円を控除した額の2/3 【上限額】(1宅地当たり) 7,666,000円以内 ※上限額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	被有者は者のいてを理では、施を記述をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	【申請時】 ①交付申請書(様式第1号) ②設計図書 (位置図、計画平面図、構造 図、構造計算書など) ③積書の写し及び記書 ④災状況を確認できる資料(写真等) ⑤災宅地の所有者(申請者を除く)の承諾書 ⑥記事項証明書及び公図 ⑦住宅の用に供きる資料(住民票等) 【完了時】 ① 完了届(様式第6号) ② 工事請負契約書等の写し ③ 完成図書 【補助金請求書(様式第8号) ② 領収書等	【申請の記録を表現である。 「申請の記録を表現である。 「申請の記録を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請の記述を表現である。」 「申請ののこと、表現である。」 「申請ののこと、表現である。」 「申請ののこと、表現である。」 「申請ののこと、表現である。」 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表現である。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、表記でする。 「申請ののこと、 「申請のの。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「申述の。 「	建築住宅課(2階) 0761-24-8106

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.10】 被災住宅の耐震化支援	本造住宅の耐震シーストラー (限)	罹全大中半準一認、「判証を関係を受け、対象を対し、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	申請書、添別表)	【申請方法】 「申請の間」 「申請の」 「申述の」 「申述の	建築住宅課(2階) 0761-24-8105

【被災住宅の耐震化支援の申請】

	書類の名称等	診断	改修	建替
	1 補助事業認定申請書(様式第1号)	0	0	0
	2 現況平面図	0	0 %	0
	3 現況写真(外観4景、内部主要室の全て)	0	0 %	0
	4 付近見取り図	0	0 %	0
	5 補助対象住宅の所有者が分かる書類(登記事項証明書等)	0	0 %	0
	6 補助対象住宅の建築年が分かる書類(検査済証等の写し)	0	0 %	0
	7 所有者の同意書(補助対象者が所有者でない場合に限る)	0	0 %	0
	8 居住者の同意書(補助対象者が居住者でない場合に限る)	0	0 %	0
	9 誓約書(補助対象者が所有予定者又は居住予定者の場合に限る)	0	0 *	0
認定申請	10 完納証明書(市税の滞納がない証明)	0	0 %	0
	11 事業に伴う契約書等の写し	0	0	0
	12 事業に要する費用の見積書又はその写し	0	0	
	13 事業計画書(別紙1、別紙2)	0	0	0
	14 耐震改修工事等計画報告書		0	0
	15 現況の耐震診断総合判定		0 %	0
	16 補強後の耐震診断総合判定		0	
	17 平面図等の計画内容が分かる図面	0	0	0
	18 罹災証明書	0	0	0
	19 委任状(申請を委任する場合)		0	0
	1 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)	0		
	2 耐震診断総合判定	0		
	3 耐震改修工事実績報告書		0	0
	4 補強後の耐震診断総合判定(変更がない場合は不要)		0 %	
	5 平面図等の改修内容が分かる竣工図面(変更がない場合は不要)		0 %	
交付申請	6 耐震改修工事写真(全ての補強箇所の内容が確認できるもの)		0	
兼 実績報告	7 建築基準法に基づく検査済証の写し			0
	8 省エネ基準に適合することが分かる 書 類			0
	9 事業に要する費用の見積書又はその写し(変更がない場合は不要)	0	0	
		0	0	0
		0	0	0
		0	0	0

耐震改修、建替時の申請において、耐震診断の補助を受け、すでに提出している場合は「※」の書類は省略可

(2)生活再建に関すること

(乙)工内円建に	2)生活再建に関すること										
【制度No.】名称				概要			対象者	単調に必要な書類	申請方法·期限	担当課	
	災被よい宅 【(1)住※(2)住	は で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の方に国されます は、県の じた支援 こ応じて こんて支給	「全壊するな」 (公益財団 「。また、国の制度(県・元 最金が支給で 支給 されるため、	法人都道 の制度の 方各 1/2 されます 使途は制 びて支約 を援金	限されません。	【(1)基礎支援金】 罹災証明書で ・全壊 ・大規模半壊	申	申請方法・期限 【申請方法・期限 【申請方法】 ①第 口 再建支援制度 ・基礎支援金 R8.2.2 ・加算支援金 R9.2.1 ※半壊世帯のみ R9.2.1	担当課 ふれあい福祉課(1階) 0761-24-8051	
		全壊解体	75 37.5	補 修 賃 借 建設・購入 補 修	75 37. 5 150 75	75 37. 5 187. 5 75	パート等にお 住いの方も 支援金の対 象となりま				
		学 学 壊 身 世 中規模 平 中規模	37.3	賃借建設・購入補修賃借	37. 5 75 37. 5 18. 75	37. 5 75 37. 5 18. 75	す。 ◎空家・別荘・ 他人に賃貸して				
		半壊		建設·購入 補 修 賃 借	75 37. 5 18. 75	75 37. 5 18. 75	いる物件・建設中の住宅は対象外です。				

- ※1 罹災証明が大規模半壊、中規模半壊又は半壊、あるいは 敷地に被害が生じた場合、住家の倒壊防止や、居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなどこれらに準ずるやむを得ない事由により解体した場合。
- ※2 建設とは被災した住宅を解体し新しい住宅を建設すること。
- ※3 補修とは被災した住宅の一部を新しい住宅の一部として増築、改築すること。 ※4 賃借とは借家・賃貸アパート等へ入居すること。(公営住宅を除く)

住民票上、同世帯の場合でも生計を一にしていないことが分かる資料(公共料金が別で契約されていることがわかるものの写し等)のご提出があれば別世帯となり、 世帯ごとに申請ができます。

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法	担当課
【No.13】 被災者生活 再建支援制度 (小松市見舞金)	災害により居住する住宅が被災し、国の被災者生活再建 支援制度の対象とならない世帯の方へ、見舞金を ます。 【見舞金】 <u>罹災証明書の区分</u> 準半壊 <u>基礎支援金</u> 準半壊 15万円	終了 相災証明書 を申請し、準半壊 と認定された世帯	①申請書 ※対象者の 方には郵送 いたします。	【申請方法】 郵送	ふれあい福祉課(1階) 0761-24-8051

【⑴基礎支援金】

添付書類	全壊	解体	敷地被害解体	大規模半壊
罹災証明書 ※5	0	0	0	0
住民票 ※5	0	0	0	0
同意書 ※5	0	0	0	0
預貯金通帳の写し ※6	0	0	0	0
居住を証明する書類 ※7	Δ	Δ	Δ	Δ
解体証明書 ※8	_	0	0	_
敷地被害証明書類 ※9	_	_	0	_

【⑵加算支援金】

上記【(1)基礎支援金】の添付書類に加えて以下の書類が必要になります。

添付書類	全壊	解体	敷地被害解体	大規模半壊	中規模半壊	半壊
契約書の写し	0	0	0	0	O % 10	O % 10

- ※5 申請時に住民票及び罹災証明書の添付が必要ですが、「被災状況、世帯情報の取得に関する同意書」により添付不要となります。
- ※6 振込口座の確認で使用しますのでキャッシュカードでも代用可能です。また、世帯主以外の世帯員に振り込む場合は委任状が必要となります。
- ※7 令和6年1月1日時点で、被災場所に居住していても、住民票がない方は居住の実態が確認できる書類(公共料金領収書の写し等)の提出が必要です。
- ※8 滅失登記簿謄本など公的機関による証明書。
- ※9 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書。
- ※10 中規模半壊・半壊の場合は加算支援金のみの申請となりますが、基礎支援金と同様の書類が必要となります。

【制度No.】名称		概要		対象者	申請に 必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.14】 災害援護資金 貸付制度	1人2202人4303人6204人7305人以上1人増すごと 30万円【償還期間】10年(据置期間3年)【貸付利率】		参繕等にかかる資金	罹・・・・と ※ 罹・・・・・と ※ で 壊壊 た 準子のでが。 書 壊壊 た 壊損浸で状であります。 で 壊壊 た 壊水も沢利場ま	必要ないである。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	【申請方法】 ①窓口 ※代理申請は不可 【申請期限】 当面の間	ふれあい福祉課(1階) 0761-24-8051
【No.15】 被災家屋の 解体・撤去 (公費解体制度)	【貸付利率】 保証人あり:無利子 保証人なし:据置期間中は無利子、据置期間後は年1.5% 令和6年能登半島地震により被災した家屋等を所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う制度(公費解体制度)を実施します。 【費用負担】 制度の種別 概要 費用負担 制度の種別 概要 費用負担 本書のでは、一方の額のいずれかり方の額のいずれかり方の額のいずれかり方の額のいずれかり方の額のいずれからの額のいずれからの。 本書のでは、一方の額のいずれからかの。なります。 本書のでは、一方の名は、対象経費のみりまた、住宅の応急修理制度を受けた建物も原則対象外です。また、住宅の応急修理制度を受けた建物も原則対象外です。		罹災証明書 終了 ・中規模 ・中規模 ・半壊 ・と認定された方	申請書、添付書類(別表)	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 ・費用償還・・・ 令和6年12月27日 (ただし解体契約 締結が6月30日 までに限る) ・公費解体・・・ 令和6年12月27日	環境推進課(2階) 0761-24-8069	

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.16】 農業機械再取得 等支援事業	被災した農業者に対し、農産物の 生産・加工に必要な施設や機械の 復旧等を緊急的に支援するもの。 支援例:農産物の生産・加工に必 要な施設の修繕又は再取得 【補助率】最大 9/10	能登半島地 って農業被事 けた農業者 法人	・要望申込書&被災証明書 状況が分かる写真 終了 (3者)・発注書・納品書・請求書 ・機械の型式が分かる書類 ・農業用施設の詳細(所有者・面積等)が分かる書類 ・確定申告書の写しや出荷伝票	【申請方法】 ①窓口 【申請期限】 2次締切 8月9日(金) 3次締切 10月18日(金)	農林水産課(2階) 0761-24-8080

(3)市税に関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.17】 被災代替家屋に 係る固定 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	被災した家屋に代わる家屋を取得した家屋に代わる家屋に代わる家屋を取得した場合は、ます。 で発達を満たした場合では、まずのでは、要件とは、要性とは、でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	被者居の人人 変 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	①減額申告書 ②罹災証明書 ③被災家屋が所在したことを証する書類 ④被災家屋の処分状況が確認できる書類 ※被災家屋が小松市に所在した場合は、②~④は提出不要です。 ※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。	【申請方法】 ①窓 ②郵送 【申請期限】 お問い合わせく ださい。	税務課(1階) 0761-24-8032
【No.18】 被災代替償却資 産に係る固定資 産税の減額	被災した償却資産に代わる償却資産を取得し、要件を満たした場合は、固定資産税を減額します。 【被災償却資産の要件】 災害により減失は売却の処分がなされたもの 【代替償却資産の要件】 令和11年3月31日までに資産で、初得のとして取得したもの 【減額の内容】で、取得したもの 【減額の内容】で、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。 ※償却資産は固定資産税のみ(都市計画税はかかりません)	被災償却資産の 所有合併法人 分割継承法人	①特例申告書 ②代替資産対照表 ③被災償却資産が災害により滅 失又は損壊したことを証する 書類 ※必要に応じて上記以外の書類 を提出していただく場合があり ます。	【申請窓郵 L が A が A が A が A が A が A が A が A が A が	税務課(1階) 0761-24-8163

【制度No.】名称		概要		対象者	申請に 必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.19】 国民健康保険税の減免	主たる生計維持者の事業 応じて保険税を減免しまって保険税を減免しまって保険税を減免しまって保険税を減免期間】 令和6年1月1日~令和7 【対象世帯及び減免割合等 対象世帯 主たる生計維持者が死亡又は 重篤な傷病を負った世帯 主たる生計維持者の行方が不明となった世帯 主たる生計維持者の事業収入等が減少した世帯 ※損失金額3/10以上かつ前年所得1000万円以下	す。 7年3月31まで <u>等】</u> ^{減免}	割合等	を記に同じ	①市税等減免申請書	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 ^{令和7年3月31日(月)}	医療保険課(1階) 0761-24-8058
	主たる生計維持者の居住する 住宅に損害を受けた世帯 ※損害金額及び所得要件なし	損害程度 全壊 半壊~大規模半壊 床上浸水	軽減又は免除の割合 全部 2分の1 2分の1を超えない範 囲で市が決定した額				

(4)保険料・利用料の減免に関すること

【制度No.】名称		概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.20】 介護保険料の減免	【減免期間】	2分の1 2分の1を超えない範囲で市が決定	終了。同じ	①申請書 ※その他、必 要に応じま 類をお願いす る場合があり ます。	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年3月31日(月)	医療保険課(1階) 0761-24-8058
【No.21】 後期高齢者医療 保険料の減免	主たる生計維持者の事業に応じて保険料を減免します。	収入の減少等及び住家損害程度にす。 7年3月31まで 済】 減免割合等 全部	終了「同じ	①申請書 ②罹災証明書 (写し可)等 ③委任状 (代理申請の場合)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 ^{令和7年3月31日(月)}	
		損害程度 軽減又は免除の割合 全壊 全部 半壊~大規模半壊 2分の1 床上浸水 2分の1を超えない範 ※上記に該当する場合 囲で石川県後期高齢 者医療広域連合が決 定した額				

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に 必要な書類	申請方法·期限	担当課
【No.22】 小松市立高校の 入学学力検査手 数料の免除	小松市立高等学校の令和7年分入学学力検査手数料を免除します。 【対象者】	終了同じ	罹災証明書 (写し)	入学願書出願時	
【No.23】 小松市立高校の 入学金の免除	令和6年能登半島地震により居住する家屋の流失,全壊又は 全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた生徒	移了 同じ	①申請書 ②罹災証明書 (写し可)	【申請方法】 市立高校事務室 【申請時期】 予備入学時	小松市立高等学校
【No.24】 小松市立高校の 授業料の免除	小松市立高等学校に通学する生徒と同居する保護者等の住宅に被災があった場合は、授業料を免除します。 ※高等学校等就学支援金の受給者は対象外です。 【対象期間】 令和7年4月から令和8年3月分 【対象者】 (1)、(2)のいずれかを満たす方 (1)保護者等が災害により国税又は県税の減免を受けた世帯(2)家屋の全壊又は半壊の被害を受けた世帯で前年の所得金額が1千万円以下の世帯	左記に同じ	①申請書 ②家庭状況調書 ③罹災証明 書(写し可)	【申請方法】 市立高校事務室 【申請期限】 当面の間	0761-47-2910
【No.25】 介護サービスの 利用料の免除	住家の被害程度などに応じて、介護サービス料の支払いを免除します。 【対象期間】 令和7年6月利用分まで 【対象者】 要件 要件等 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者の行方が不明である方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方	左記に同じ	_	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年6月30日(月)	長寿介護課(1階) 0761-24-8149
【No.26】 国民年金の免除	災害により被災した方の国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)を免除します。 【免除される期間】 令和5年11月分から令和8年6月分まで 【対象者】 地震で被災し、国民年金保険料の納付が困難な方 (住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方)	左記に同じ	①申請書 ②被災状況届 ③罹災証明 (写し可) (保険金・損害給 である場合・損害給 での事のを確認 での事のでである。 の事のでである。 の事のでである。 の事のでである。 の事のでである。 の事のでである。 の事のでである。 の事のでは、これのである。 の事のでは、これのでは、こ	【申請方法】 ①窓口 ②年金事務所 (郵送可) 【申請期限】 免除される月 の2年1か月後 ※詳細は担当課 でご確認下さい	医療保険課(1階) 0761-24-8060
【No.27】 【国保・後期共通】 医療機関における 一部負担金の免除	住家の損害程度等に応じて医療機関窓口での支払いを免除します。 【特例期間】 令和7年6月末まで(6月分の診療まで) 世記 「対象者】 要件 要件等 1 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 2 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 3 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 4 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 5 主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方	終了	①申請書 ②罹災証明書 (写し可)	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 【申請期限】 令和7年6月30日(月)	医療保険課(1階) 0761-24-8059

5.事業者の方

(1)事業再建に関すること

【制度No.】名称	概要	対象者	申請に 必要な書類	申請方法·期限	問合せ
【No.28】 小松市なりわい再 建支援補助金	被災した中小企業者等の市内での復旧・復興を促進するため、県が実施する「なりわい再建支援補助金」に対し、上乗せ支援を実施します。 対象経費 工場・店舗等の施設、生産機械等の設備の復旧・復興費用 補助率 石川県なりわい再建支援補助金の確定金額の2/15(※条件により例外あり) 上限額 100万円(国県上限額 15億)	市内に事業所を有い で、被災が規模の で、対域の で、現すで、 で、明理を で、再建を で、再建を のの で、ので で、ので で、ので で、ので で、のので で、のので でに県へ でのので でに県へ でのので でに県へ でのので でいまます。 でにはい、 でのので でいまます。 でにはい。 でいまます。 でにはい。 でいまます。 でいままます。 でいままます。 でいままます。 でいままます。 でいまままます。 でいままます。 でいまままます。 でいまままます。 でいままままます。 でいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	小規模事業者 持続化補助金 (災害支援枠) 及び 石川県なりわ	【申請方法】 ①窓口 ②郵送	商工労働課(2階)
【No.29】 小松市小規模事 業者持続化補助 金	被災した小規模事業者等の市内での事業再建に向け、国が実施する「小規模事業者持続化補助金」に対し、上乗せ支援を実施します。 対象経費 商工会議所の確認を受けた経営計に沿って行う機械設備等の導入費用や広告費、展示会への出店費用等 補助率 国の小規模事業者持続化補助金(災害枠)の確定金額の3/20(※条件により例外あり) 上限額 30万円	市内に事業所を有し、被災した小規模事業者等で、知見の小規模事業をで、者をのい規模事業をで、当時に対したもののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	い再建支援補助金に係る ①確定通知書の写し②計画書の写し ③実績報告書の写し	【申請期限】	0761-24-8074

6.国・県税の特別措置

主な税目	概要 概要	問合せ	
所 得 秒	災害により、住宅や家財が損害を受けたときは、所得税が軽減免除される場合があります。	小松税務署(個人課税部門) ②0761-23-5906	
自動車税(種目別	災害により、自動車を修繕・買い換えした際の自動車税が減免されます。	石川県小松県税事務所	
個 人 事 業 科	個人事業税を納付している個人事業主が被災した場合に、個人事業税が減免されます。	☎0761-23-1713 □ 13-1-10	
不動産取得称	以下の場合は、不動産取得税が減免されます。 ・災害により不動産が滅失、損壊し3年以内に代替の不動産を取得した場合 ・課税された不動産が災害により納期限までに減失又は損壊した場合		

〇小松市ホームページ「令和6年能登半島地震による被災者支援制度一覧」

小松市ではホームページに今回の地震に伴う災害支援制度の一覧を掲載しています。

詳しくは、QR コード又は

能登半島地震における支援制度について

検索